

平成 27 年度第 1 回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要（ホームページ公表用）

開催日及び場所	平成 27 年 5 月 29 日（金）15 時 00 分～17 時 00 分 出雲市役所 5 階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校教授） 委員 野村 泰弘（島根大学大学院法務研究科教授） 周藤 滋（弁護士） 遠藤 泰夫（出雲市自治会連合会会長） 横田 笑子（税理士）	
審議対象期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（3 件）	
	一般競争入札（簡易型）	1. 平田消防署 庁舎建築工事
	一般競争入札（簡易型）	2. 平田消防署 庁舎電気設備工事
	指名競争入札	3. 市道山根 2 2 号 線外 2 線道路美装 化工事
		備 考 抽出の考え方 （抽出担当：遠藤委員） ・今回は次の観点から抽出した。 ①契約金額が高いこと。 ②特定建設工事共同企業体を対象としていること。 ③落札率が 100% であること。 ④契約金額が高いにも関わらず、指名競争入札であること。
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意 見・質 問	
	別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による 意見の具申または 勧告の内容	抽出事案その 2 については、今回は判断を保留する。事務局が積算の内訳の確認等を行い、その状況を次回委員会に報告する。	

【報告事項について】	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① (1)～(3) 特になし	① -
<p>② (4) の件 成績評定が56点というのはいどのくらいの成績か。</p> <p>この業者は、56点の前の年は何点か。</p>	<p>② 工事は、平均点が78～79点ぐらいである。50点台は、年間に1件あるかないかで、悪い評定である。出来たものが悪ければ検査において指示し手直しさせる。今回の点数の原因は、出来た物は良かったが、完成に至るプロセスや施工体制がマイナスの大きな原因であった。</p> <p>昨年この業者が他の工事では、大体平均点をとっている。悪かったのは、この1件である。</p>
<p>③ その他の件 平成21年度～平成26年度建設工事の発注金額別入札状況について、平成21年度の507件から平成26年度は323件と3分の1以上減っている。このうち、500万円以下の件数が大きく減少しているように感じるが理由はあるのか。</p> <p>その中でも500万円以下の減り具合が目立つ。この資料には随意契約分が入っていないのか。</p> <p>随意契約分が入ると、件数が変わってくるかもしれない。</p>	<p>③ 全体的に予算規模が小さくなってきており、平成26年度の普通建設費が70億ぐらいだと思う。そのうち入札を行ったのが56億ぐらいである。平成21年度のころは、10～15億金額が大きかったと思う。全体的に縮小している。</p> <p>入っていない。</p> <p>変わると思う。</p>

<p>④その他[入札希望価格]の件 入札希望価格は入札の額を下げるためのものである。デフレの時代ではなく、資材費が高騰している状況の中でそれは逆行しているのではないか。予定価格の積算は上昇しているのか。</p> <p>実際のところは、単価は上がっているのか。</p> <p>上がってなければ、業者には酷だと思った。</p>	<p>④単価改訂が行われて積算した結果、適正な価格を予定価格として設定している。単価改訂により上がったり、下がったりする。この金額に対して希望価格を設定している。</p> <p>以前は、95%を超える落札率のものは談合の疑いがあると議論された時代もあった。</p> <p>単価が変わって工事の積算額が変われば入札希望価格も当然上下する。</p> <p>資材費も人件費も上がっている。以前は年1回の改定が通例であったが、最近では東京オリンピックや東日本大震災の関係で技師や技術職員が人材不足となっている。よって人件費も上がっており、現在は年2回、あるいは3回見直しが行われている。</p>
<p>⑤適正な積算による予定価格であれば、見積額と近接しているのが理想的であると思う。本来そうだと思う。それをあえて予算の観点から下げさせるために設定するのは、果たして合理性があるのかと思う。</p> <p>95%を下回るようにという気持ちはわかるが、それ以上だと談合の恐れを疑われるというのは、あまり説得力がないような気がする。</p> <p>入札希望価格を導入しているところは、全体的には主流なのか。少数派なのか。</p> <p>国としては、予定価格をそのまま出すのは望ましくないということであれば、別の方法、入札希望価格を推奨するというだけでもないのか。</p>	<p>⑤島根県はそのまま予定価格を公表している。国は、事前公表はあまりよくないと言っている。</p> <p>市は、国の考え方もあるので、予定価格をそのまま出すのは避けるべきだということで、ある程度目安になる価格という考え方から、少し下げた希望価格を出している。これが主流ということではない。</p> <p>近隣では、松江市、広島市の例があるが、少数派である。</p> <p>そういうわけでもない。</p>

<p>あまり恣意的になってもいけないので、制限がかけてあるが、業者は傾向を読んでいくという感じがあれば、果たしてどちらが健全なのかと思う。そのあたりが出雲市入札制度検討委員会においてどの程度議論されているのかと思う。</p> <p>工種によっては、ほとんど希望価格が無視されている分野とそうでない分野がある。なぜそうなっているのか。そのあたりはどのようにみているのか。</p> <p>業者の数が少ない工種については、談合はしなくても、お互いの出方が読みやすいということがあるのか。</p> <p>結論として、希望価格を設定することによって、出雲市として意義があると考えているのか。</p> <p>そうであれば、上限拘束性のある予定価格のほうが、より合理的である。</p>	<p>希望価格は、あくまでも予定価格と最低制限価格の間の金額である。業者が適正に見積もりをされると、入札額は一番上に近い金額となるのが普通である。そうはいても、業者数が多いと落札するために希望価格より下げて入札するということもあると思う。</p> <p>そうかもしれない。</p> <p>金額だけではなく、希望価格を提示することによって、業者の方がそれに応えていただくと、不落がなくなってくる。</p> <p>一度入札が不調に終わると、再度手間や期間をかけて入札をしないといけない。場合によっては、年度内に終わらないとか、学校関係であると、夏休みの間に終わりたいというものが、終わらなくなってしまうというようなことがある。</p> <p>希望価格が目安として業者の方の判断材料となれば、比較的の不調がなくなるのではないか。</p> <p>そうだと思うが、国はそれを良しとしていない。</p>
<p>⑥一時期には、予定価格の事前公表をどこでもやっていたが、今は、予定価格の事前公表はあまりよろしくないという国の指導があって、希望価格を公表しているということか。</p>	<p>⑥はい。島根県は独自の判断で予定価格を事前公表されている。予定価格がわからないと、職員への働きかけなどが過去にあったようであり、職員へのプレッシャーやストレスをさけるためにも事前公表されている。国としては、そういうことがあったにしても、予定価格をそのまま出すのはいかがなものかという考え方である。</p> <p>こういうことから、市としては、希望価格を公表している</p>

<p>最低価格を明らかにするのはよくないのか。</p> <p>一長一短あるようだが、談合や不当なダンピングでずさんな工事をされるという弊害をどう防ぐかというようなことをどう工夫するかということだと思う。よくわかりました。</p>	<p>予定価格をそのまま出すと最低制限価格が計算しやすく、低入札になりやすいという懸念もある。</p> <p>低入札になると、そのしわ寄せは労働者に行く。一定の金額以下の入札は失格としているが、上限額が決まってしまうと最低制限価格がわかり、低入札を助長するのはよろしくないというのが国の考え方である。</p> <p>最低制限価格より下は失格になるが、調査基準価格は、業者から事情聴取し審査をしたうえで、場合によっては契約できることになっている。</p>
--	--

【審議事項について】

1) 平田消防署庁舎建築工事

意見・質問	回 答
<p>① 入札公告の2 入札に付する事項において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」についての記載はどのような目的か。とりわけ入札の関係では、「解体工事の費用又は再資源化等の費用を積算した上で入札すること。」と記載されている。積算した金額が入札の結果にどう反映されるものなのか。</p> <p>そうすると、この積算価格が高い、低いということで入札が左右されるということではないということか。</p> <p>あまりかけ離れた数字がでてくると、本当にそれでできるのかということか。</p>	<p>① 建築工事、土木工事において、分別解体が必要なものであったり、新たなコンクリートであったり、将来的に解体が必要となる工事については、この法律に基づいて実施することになる。契約書に分別解体に係る費用がいくらかかるかという添付の義務もある。費用の積算については、解体の費用や指定の処分地で処分する費用を設計のうちではきちんと積算しているので、業者の方も見積もりに反映させてくださいということでこのような表記をしている。</p> <p>はい。</p> <p>そういう可能性はあるが、これによって大きく違うということはない。</p>

<p>②落札した共同企業体を構成している業者は全部平田か。</p> <p>入札に参加した企業体が3者では少ないようだが。</p>	<p>はい。</p> <p>29ページに入札結果を掲載している。3つの共同企業体が応札している。大体このくらい、2～3の入札者数である。</p>
<p>③共同企業体だから応札は少ないのだろうが、あとの2つは予定価格を上回っているわけか。</p> <p>解体工事の費用又は再資源化等の費用は予定価格に含んで計算されているのか。</p>	<p>はい。</p> <p>はい。</p>
<p>2) 平田消防署庁舎電気設備工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>①落札率100パーセントはめったになく、びっくりしている。</p>	<p>①偶然としかいいようがない。年に1件ぐらいである。一般競争入札であるが、13者から応札いただいた。一番低い応札者がたまたま100パーセントであった。</p> <p>電気設備は自分のところで作るのではなくて買ってきて据えつけて配線することになる。土木工事と違って労務費の割合が比較的小さいので、予定価格との差が小さくなるという想いはある。滅多に100パーセントということはないので、今回はたまたまということである。</p>
<p>②以前にもこの委員会において、100パーセントのものがあったようだ。随意契約であったように記憶している。</p> <p>今回は複雑ですね。</p>	<p>②ゼロではない。1年に1件か、2年に1件かある。</p> <p>前回の委員会において、農業用施設災害復旧工事の件があった。これは、単純工種のみで積算されたものである。すでに、労務単価が公表されており、歩掛等も国土交通省から公表されているなか、同額ということはあるかもしれませんとお答えさせていただいた。</p>

<p>③ 100パーセントもさることながら、13者も入札して、1者のみが予定価格通りで、他は全部予定価格超過である。そういうことがないように希望価格をせっかく公表しているのではないか。</p> <p>電気関係は幅のとりにくい工種かもしれないが、本件についてはともかく、過去においてどれだけ硬直性があるかについて、真剣に、事後的でも検討される必要があるのではないか。しばしばこういうことがあるとすると、場合によっては大問題になるのではないか。こういうことがおかしいという感覚をもっていただきたい。</p> <p>異常な数値が出た場合は、なぜこうなったのかということを検討していただきたい。</p> <p>金額だけによる入札か。</p> <p>その1で聞いた重要な積算、つまり解体費用は適正なものを出していただきたいということで、それも出しなさいとなっている。この13者の金額の違いはどこから出てきたのか、どのあたりの差でばらつきが出てきたのか、予定価格同額とそうでない者にわかれたというのは、どうなっているのかと思うほうが健全な感覚である。はっきり不正があるとは思わないが、注意をしておいていただきたい。</p>	<p>はい。</p> <p>はい。</p>
<p>④確かに不自然なところが感じられる。特に電気工事は、設備の部分は価格がわかるころなので、自分が落札したいと思えば、もっと競争がおこってもよいのではないか。相手方の出方もわかりやすいのではないかと思う。軒並み予定価格を上回っているというのは、不自然である。どうしてそうなったのか報告できるようにしておいていただきたい。</p>	<p>④入札と一緒に工事の積算内訳書があるので、その内容の違いを検討する。</p>

<p>⑤電気工事については、入札希望価格ではなく予定価格を公表したほうがよいのではないか。そのほうが競争になるのではないか。入札希望価格を出している意味がない。工種によって変えてもよいのでは。</p>	<p>⑤確かに電気工事は落札率が高い。その工種だけを予定価格公表に変えるというのはできにくい。</p>
<p>⑥硬直性のある業種については、それにふさわしい入札方法を考えるというのが適正な対応ではないか。</p>	<p>⑥入札制度検討委員会に、本委員会において意見があったことを提案して、検討してみたい。</p>
<p>⑦あるいは、設計額が低めになっているのではないか。積算が現状にあっていないのではないか。</p> <p>予定価格を超える応札は、その1でも2件あった。予定価格を超えることが逆に気になる。それだけ出さないと工事ができないのではないか。積算が現状にあっていないという心配もある。</p>	<p>⑦見積金額そのものを積算に計上しているのではない部分がある。そういうところで金額に差がでてくる。</p>
<p>⑧その3では逆に全部予定価格内である。</p>	<p>⑧基本的には、単価改訂が行われるのが原則年1回である。</p> <p>本件工事の入札は3月で年度の最後の頃である。年度の最初のほうで単価が改訂され、それから半年、1年経過すると市中の労務単価、資材単価が上がっているが、市が使っている積算規準はそのまま据え置かれているということになる。よって設計金額そのものが、入札時点で比べると以前の単価であるため、低めの設計額になるということはあるかもしれない。</p> <p>だからといって、市だけで単価を切り替えることはできない。年度の最後のほうになると、こういった傾向が出てくる可能性がある。</p>

<p>⑨事務局の対応について、今の段階でどのようにかんがえているのかも一度説明をしてください。</p> <p>⑩本当に希望価格がよいのか、こういう特別な工種の場合には予定価格をはっきりと公表したほうが疑念も招かないのではという意見があり、それを入札制度検討委員会に報告していただきたい。</p>	<p>⑨一番安く落札したところが100パーセントでそれ以外は全部高いということの違いについては、応札するときには積算の内訳書を提出してもらおうが、これを比較してみようと思う。そのうえで、何か特徴的なことがあって、これは対策をしないということが発見できれば、それを次回委員会で、とった対策について報告する。 なかなか、違いや対策が、なぜかというところまで原因がつかめないかもしれません。調査の状況について、次回報告する。</p> <p>⑩報告する。</p>
<p>⑪積算の単価がもともと低すぎたということであれば、不自然さはかなり解消されるところもある。</p> <p>企業の考えている価格とズレはないのか。</p>	<p>⑪低すぎたというわけではなく、改訂時期の問題である。調査に基づいて新しい単価が発表になり、それに市が切り替えていく。その時期は年度の最初頃なので、3月頃の発注ということになると、ほぼ1年近くたっている。近年は労務単価、資材単価が上がってきており、積算が低めに出てきたのかもしれない。</p> <p>ズレはあるかもしれないが、それを全部認めることはできない。</p>
<p>⑫年度当初のものはあまりズレがないということであれば、前期分を調べたらどうか。</p>	<p>⑫電気工事は、全体的に落札率が98、99パーセントなど高めである。100パーセントというのはこれだけだと思う。</p>
<p>⑬端数がほとんどない金額であれば、100パーセントということもわからなくない。そういう意味では、偶然の面もあったかもしれない。</p>	

3) 市道山根2号線外2線道路美装化工事

意見・質問	回 答
<p>①「入札参加資格の設定について」の資料は財務規則か何かの抜粋か。</p> <p>舗装工事は指名競争入札以外ない。等級はAとBに分かれているが、一般競争入札ではなくて、全部指名競争入札ということか。金額が7千万円でも指名競争入札である。例えば土木工事の場合は1千万円から一般競争入札である。バランス上、なぜ舗装工事はそういうルールなのか。</p> <p>業者数が限られているから指名競争入札ということか。</p>	<p>①入札制度検討委員会において検討、決定した内容について、まとめたものである。</p> <p>アスファルト舗装工事は特殊な機械が必要であり、市内業者数も限られているので、全てを指名している。そうすると結果的には一般競争入札をやっているような形である。そのランクに登録された業者を全て指名している。</p> <p>業者数が限られていること、専用の特殊な機械を保有し、かつ技術が必要なこともあり、誰でもよいという一般競争入札のようなわけにはいかないということである。</p> <p>舗装工事の建設業許可がある業者の方にしかできない。ある程度限られた数の業者の方が全て市に申請登録されており、その方を指名している。</p> <p>ただし、ランクによって指名数が変わってくることはあるが、基本的には全社を指名している。工種として特殊性があると考えている。</p> <p>土木工事の場合は、建設業の許可を受けておられる方がたくさんあるので、入札条件にあった方に入札していただくということで一般競争入札を行っている。</p>